

【 資 料 2 】

学校におけるいじめ防止等のための指導体制

☆ いじめ防止等については、校長を中心に一致協力し、組織的な対応につながるよう指導体制を確立しておく。

1 いじめ防止・早期発見のための措置

学級担任等	生徒指導主事	養護教諭	管理職
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめは決して許されない」という雰囲気や学級全体に醸成する。 ・ 観衆、傍観者の行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめを止める又は担任等に報告しようとする勇気、正義感を養う。 ・ 生徒指導の3機能を生かした授業、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。 ・ 担任の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、自らの人権感覚も高めていく。 ・ 日頃から児童に寄り添い見守るなどして信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。 ・ 休み時間や放課後の児童との雑談、日記等から交友関係や悩みを把握する。 ・ 個人面談や家庭訪問、学級懇談等の機会も活用し、効果的に教育相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。 ・ いじめ問題に児童自らが主体的に参加するような全校的な取組を推進する。 ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。 ・ 昼休みの児童の状況把握や他の職員からの情報収集を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。 ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校朝会などで校長が日常的に思いやりの心等の話を行い「いじめは決して許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。 ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。 ・ 自己肯定感や自尊感情を高めることができるよう、児童が互いに認めたり励ましたりする機会を積極的に設けるよう職員に働きかける。 ・ 学校における教育相談が、児童及びその保護者の悩みを積極的に受け止め、適切に機能する体制となるよう関係職員に働きかける。 ・ 職員間で情報共有を図ることの重要性を日頃から訴え、関係機関との情報交換も適宜行いながら、連携に取り組む。
<p>ささいな兆候であっても、職員間で『報告・連絡・相談・確認』を密に行うことを常に意識しておく。</p>			

2 いじめに対する措置

(1) 情報収集

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止める。また、暴力を伴っている場合は複数の職員で対応する。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴するなど、適切に対応する。
- ・ 発見や通報を受けた場合は、関係児童から速やかに聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ いじめた児童が複数いる場合は、複数の職員が同時刻且つ個別に聞き取りを行う。
- ・ 他の児童や職員からもいじめの情報を集め、いじめの全体像を把握する。
- ・ 実態を把握する際は他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所や時間等に配慮し、得られた情報は確実に記録に残す。

(2) 指導・支援体制

- ・ 正確な事実といじめの全体像に基づき、カウンセリング委員会を速やかに開催して対応を協議する。ただし緊急を要する場合は、直ちに指導・支援体制を組み、後にカウンセリング委員会で報告する。
【例：関係する職員の役割分担、いじめられた児童やいじめた児童及びその保護者への対応、教育委員会や関係機関等への連絡や連携の必要性】
- ・ ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつ。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会や関係機関等に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 指導・支援

《いじめられた児童への支援・指導》

- ・ いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、全力で守り抜くことを伝え、継続的に支援していく。
- ・ いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、本人を認めたり、励ましたりするなどして、自己肯定感や自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ いじめられた児童が信頼できる人（親しい友人、職員、家族等）と連携し、当該児童に寄り添い、支える体制をつくる。
- ・ いじめを知らせてきた児童の不安も除去するため、継続的に支援していくことを伝える。

《いじめられた児童の保護者への支援》

- ・ 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、学校の支援方法を説明したり今後の連携について話し合ったりする。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート調査等で判明した事実に関する情報は誠意をもって適切に提供する。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去し、信頼感を得ていく。

《いじめた児童への指導》

- ・ 「いじめは決して許されない」という毅然とした態度で、いじめた児童の内面を把握しつつ、いじめられた児童の痛みを理解することができるよう根気強く指導する。
- ・ いじめた児童が抱える問題（友人関係や家庭環境、学習の悩み等）やいじめの背景に目を向け、例え不満やストレスがあっても、人をいじめる行為は許されないということを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 保護者の同意を得た上で、必要に応じていじめた児童を別室で指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ・ いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、教育委員会や関係機関等と連携し、適切に援助を求める。

《いじめた児童の保護者への支援》

- ・ 事実確認後、速やかに家庭訪問や面談等を行い、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携について話し合う。
- ・ 事実関係等を説明する際は、いじめた児童やその保護者の心情にも配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながる学校側の指導や支援を丁寧に説明し、そのためには保護者の協力が必要であることを理解してもらう。

《保護者同士が対立している際の留意点》

- ・ 担任等が間に入って両者の関係を調整する必要がある場合は中立、公平性をもって対応するが、管理職が率先して対応する。
- ・ 話し合いでは、双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 場合によっては、教育委員会や関係機関等と連携しながら解決を目指す。

《いじめが起きた集団への措置》

- ・ いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりした集団に対して、それらの行為はいじめに加担する行為と同じであることを理解させる。
- ・ いじめの事実を知っていた児童に対しては、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気や正義感をもつことが大切だということを理解させ、自分たちでいじめを解決していこうとする態度を育てる。
- ・ 日ごろから、互いを認め、尊重し合うなど、共感的で温かい人間関係の醸成を図る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜必要な支援を行う。
- ・ 記録等を確実に保存し、児童の進学や進級に当たっては、適切で確実な引き継ぎを責任をもって行う。